

答 申 第 75 号  
平成14年11月29日

神 戸 市 長  
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会  
会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成13年11月22日付神保高保第1076号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧
- (2) 覚書  
についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問  
(うち、(1)の非公開部分)

1 審査会の結論

実施機関が、「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧」を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)に基づいて、

「a 高齢者『70歳以上』への鍼灸按摩マッサージ助成制度に関して、その助成券を取り扱っている業者名、その助成券を取り扱っている枚数などを記したもの

b 市が事務処理の委託契約を結んでいる契約書の写し」

の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

ア「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧」

イ「覚書」

を特定し、文書アを非公開とし、文書イを部分公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。なお、申立人は、申立書において、覚書についての部分公開決定についてはこれを争わないとしている。

3 申立人の主張

(1) 異議申立書における主張

ア「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払い先一覧」を非公開とした決定を取り消し、その公開を求める。「覚書」の個人の住所については争わない。

イ 同様な制度を行っている他都市と比較すると次のような点が浮彫になりました。はり・きゅう・マッサージ助成券を取り扱っている業者が、神戸ではわずか20パーセント(市内在住業者900軒中100数十軒が取り扱っている)にも満たない。

しかるに千葉市では(314軒中250軒以上)80パーセントもの業者が取り扱っている。又埼玉県では23パーセント(埼玉市ははり・きゅうは対象外でマッサージのみ、430軒中100軒が取り扱っている)となっている。これから見てもはり・きゅう・マッサージの全部が対象にも関わらず埼玉県より低いという意味は何を物語っているのでしょうか？

私の考えるに、換金手続きおよびその事務処理が他都市に比べて煩雑ならびに視覚障害者にとって記入項目が多く、ましてや事務処理に関して市当局はタッチせず、その事務処理を第三者の団体に委託運営させているために、実際に取り扱っている業者自身で行わなければなりません。

私は千葉市・埼玉市の取り扱いに関する要項および神戸市内在住の業者名を記した名簿を持っており、これらの関係書類と非公開の書類とを比較し、取り扱っている業者も取り扱っていない業者にもアンケート（電話あるいは文書にて）を取り、何故取り扱わないか、取り扱っていないながら問題点を明かにして、市当局に他都市同様、換金手続きおよび事務処理の簡素化を求めて話し合いをする予定で、その参考資料として使うためですので、是非公開をお願いいたします。

## （２）意見書における主張

ア 先般、公文書公開条例に基づき請求しておりました事について、市保険年金課からの回答につきまして、私の見解を明らかにして、公文書公開審査会の判断に委ねる所存です。

市当局は、個人のプライバシーに関する事は公開出来ないとの判断を示しておりますが、いわゆる協議会の役員は私達（鍼灸マッサージ助成券取り扱い業者）とは同業者・同会（神戸視力障害者福祉協会）会員で在るものです。いわゆる顔馴染なのです。同業者同士ですから、会合、レクリエーションなどが在れば顔を合わせて、おはよう・こんにちとは挨拶をする仲間なのです。又神戸視力障害者福祉協会の会員でもあるから、先ほど述べた同業者同士で顔を合わすよりもっと顔を合わす機会が多いのです。その親しい仲間の一方の役員だけが個人のプライバシーを知り、もう一方の会員はプライバシーを知られればなしでは、不公平ではないでしょうか？

又その協議会の４人だけではなく業会・視力協会を通じて助成券を協議会に提出するように、平成１２年度からそのようなシステムに変更となっている事から、協議会の４名だけではなく、１０数人のそれぞれの団体（業会・視力協会）から係員と称して、助成券を集めチェック（記入漏れ・印鑑の押し忘れ）をするから、協議会の４人を合わせると２０人前後の人員が関係するとなれば、個人のプライバシーは在って無いに等しいとも言えるでしょう。協議会の４人は頻りに変わらないでしょうが、それぞれの団体から係員が出て来ますが、これらの係員は一応任期は２年となっておりますが、私の住まいする北区で平成１３年度で途中でも人事異動がありました。

先ほどから述べましたように個人のプライバシーは市当局が保持するものであって、同業者・同会員に個人に関する情報（とくに所得に関する事）は民間人に委ねるものではないと考えます。それも私達と無縁の民間人ならともかく、顔なじみのものに委ねる事自体問題ではないでしょうか？

イ 次に大きな問題は、協議会そのものが、市当局との間で取り交わしている契約書に忠実にその契約書どおりの職務を果たしていないと云う事です。まず協議会の啓蒙活動を全然していないと云う点です。同業者・同会の大多数のものは協議会の機能および存在意義などを知るよしありません。先ほども啓蒙活動が全然されていないと言いましたが、同会での各区の総会ですら協議会の存在そのものも紹介したためしがありません。従って協議会そのものの存在意義は無いと考えますので、その協議会が公文書の公開に反対する自体、私は納得いきません。

#### 4 実施機関の主張

(1) 神戸市は、高齢者保健福祉施策の一環として、市内に居住する満70歳以上の方を対象にはり・きゅう・マッサージの施術料の助成事業を実施している。

上記施策の対象者にはり・きゅう・マッサージの施術を行なった者(以下「施術者」という。)は、施術者の団体が共同して設立した「神戸市福祉鍼灸マッサージ師協議会」(以下「協議会」という。)に委任して施術料の支払いを市に請求するが、本件支払先一覧は、実施機関がその支払のために協議会がとりまとめた情報を基に作成した文書である。

(2) 本件支払先一覧には、施術者(助成券を取り扱っている業者)の氏名、施術者ごとの支払金額等が記載されている。なお、当該支払金額を1,000円で割り算すれば、施術者が取り扱っている助成券の枚数を知ることができる。

上記の情報は、施術者の所得に関する情報であり、これを公にすれば事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。

また、施術者の氏名について、施術者が取り扱っている助成券の枚数及び施術者ごとの支払金額を非公開とした場合には公開できるか否か、及び施術者ごとの支払金額について、施術者の氏名を非公開とした場合には公開できるか否かについても検討したが、本件支払先一覧に記載されている情報は施術者の営業上の利益を守るため他に公開しないことを前提として協議会から神戸市に提供されたものであるから、公開することはできない。

(3) 以上から、本件支払先一覧は、改正前条例第7条第2号に該当すると判断した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

ア「a 高齢者『70歳以上』への鍼灸按摩マッサージ助成制度に関して、その助成券を取り扱っている業者名、その助成券を取り扱っている枚数などを記したもの

b 市が事務処理の委託契約を結んでいる契約書の写し」

の公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、実施機関は、本件請求 a については「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧」を、本件請求 b については「覚書」を特定した。

実施機関は、本件請求に対し、「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧」(以下「本件公文書」という。)についてはこれを非公開とし、「覚書」については個人の住所を除く部分を公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、本件公文書については改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)第7条第2号、「覚書」については改正前条例第7条第1号に該当するというものである。

なお、申立人は異議申立書(以下「申立書」という。)において、「覚書」に係る決定については争わないとしている。

イ 実施機関によれば、高齢者福祉の増進を図るため、高齢者保健福祉施策の一環として、市内に居住する70歳以上の市民を対象にはり・きゅう・マッサージの施術料の助成事業(以下「本件事業」という。)を実施している。市民への助成額は1回当たり1,000円で、助成回数は一人につき年4回が限度とされている。助成の方法は、市から市民に4枚綴りの助成券(以下「助成券」という。)を交付し、市民は、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける際、当該助成券をはり・きゅう・マッサージ施術者(以下「施術者」という。)に手渡して1,000円の割引を受けている。

ウ 実施機関によれば、本件事業を円滑に推進していくため、昭和63年7月、神戸市福祉鍼灸マッサージ師協議会(以下「協議会」という。)が設立され、神戸市は、施術料助成金の支払事務を協議会に委託している。本件公文書は、実施機関が当該助成金を支出するにあたり、助成金の積算根拠として作成した一覧表であり、以下に述べるとおり協議会を通じて市に提出された助成券を基に、施術者ごとに平成13年度の支出金額が記載されている。各支出金額は、施術回数に1,000円を乗じて得られる金額となっている。

協議会は、「神戸市鍼灸師会」、「社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会」、「神戸按摩マッサージ指圧師会」及び「社団法人神戸市視力障害者福祉協会」の4団体(以下「施術者団体」という。)で構成されている。そしてこの4団体のいずれかに属している施術者もいれば、いずれの団体にも属していない施術者もいる。

施術料助成金の支払手続は、施術者団体に所属している施術者の場合、はり・きゅう・マッサージの施術を受けた利用者から助成券を受領し、当該団体を経由して助成券を協議会に提出している。協議会は、施術者団体から提出された助成券を団体ごとにとりまとめ、これを添付して市に施術料助成金の支払請求を行っている。そして、市から協議会に支払われた支出金を

助成券の枚数に応じて、各施術者に配分している。

次に、いずれの施術者団体にも属していない施術者の場合、当該団体を経由せず助成券を協議会に提出し、上記と同様の方法で施術料助成金の支払いを受けるか、直接市に助成券を提出し、市から当該助成金の支払いを受けている。

エ 本件決定に対し、申立人は、本件公文書は改正前条例第7条第2号に該当しないとして、その取消しを求めている。なお、申立人は、申立書において、「覚書」についての部分公開の決定についてはこれを争わないとしている。

オ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた本件公文書についての改正前条例第7条第2号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 「はり・きゅう・マッサージ施術料助成金支払先一覧」について(第2号の該当性)

ア 本件公文書には、次の情報が記録されている。

(ア) 施術者の氏名(事業主名)

(イ) 施術者の所属団体名

(ウ) 施術者ごとに支払われた金額(支払月別額、年合計額)

以下、情報ごとに検討する。

イ 施術者の氏名

実施機関は、施術者の氏名について、施術者の営業上の利益を守るため他に公開しないことを前提として協議会から神戸市に提供されたものであるから、これを公開することはできないと主張する。

しかしながら、施術者の氏名については、神戸市が実施する本件事業に施術者が従事していることを示す情報に過ぎないこと、これを公開しても、はり・きゅう・マッサージの施術を受けた個人名までもが明らかにならないこと、協議会等の請求に基づき市が支払った支出金は、助成金としての性格を有すると認められること、その他本件において最終的な支払先である施術者の氏名を非公開としたことに特段の事情があるとは考えられないこと、等を考慮すれば、施術者の氏名を非公開としたことに合理的な理由は認められない。

したがって、施術者の氏名を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 施術者の所属団体名

実施機関によれば、施術者団体は、会員の技能向上、会員間の交流等を図ることを目的として設立された団体であり、本件において、施術者団体名を非公開としたことに合理的な理由は認められない。

したがって、施術者の所属団体名を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

エ 施術者ごとに支払われた金額

実施機関は、市から支払われた本件事業についての支出金額は、施術者の所得に関する情報であり、これを公開すれば、事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると主張

する。

しかしながら、上記イで検討したように当該支出金額は、公益を有する神戸市の本件事業に施術者がどの程度従事しているかを示す情報にとどまるものである。また、市から支払われた金額を公開しても、個々の施術者の所得がすべて明らかになるわけではない。その他本件において、市から支払われた金額（支払月別額、年合計額）を非公開としなければならない特段の事情は認められない。

したがって、施術者ごとに支払われた金額を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

### （3）結論

以上から、実施機関が本件公文書を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成13年11月22日	-	* 諮問書を受理
平成13年12月28日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年1月25日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年2月22日	第142回審査会	* 審議
平成14年5月13日	第145回審査会	* 審議
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年9月13日	第149回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議